

1 5 財団法人暴力追放青森県民会議

1 法人の概要

(平成 21 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	会長 三村 申吾	県所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課
設立年月日	平成 4 年 4 月 23 日	基本財産	715,000 千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	460,000 千円	64.3%
	青森銀行	30,000 千円	4.2%
	みちのく銀行	30,000 千円	4.2%
	日本原燃(株)・電気事業連合会	30,000 千円	4.2%
	青森競輪場	20,000 千円	2.8%
	青森市	19,287 千円	2.7%
	八戸市	16,049 千円	2.2%
	弘前市	11,657 千円	1.6%
	(株)東北電力青森支店	10,000 千円	1.4%
	みちのく会(大手建設会社)	5,200 千円	0.7%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	23名	1名
	監事	2名	0名
	職員	3名	3名
備考	県OB1名 県OB2名		
業務内容	暴力追放啓蒙事業、暴力相談事業、被害者救済事業、組織離脱支援事業、不当要求防止責任者講習の実施、少年に対する暴力団の影響を排除する活動		
経営状況 (平成 20 年度)	経常収益 26,495 千円 経常費用 24,265 千円 (うち事業費 13,983 千円) 当期経常増減額 2,230 千円 当期一般正味財産増減額 2,230 千円	(その他参考) 県からの受託事業収入 1,761 千円	

2 沿革

昭和 60 年頃、暴力団の対立抗争事件が全国各地で多発し、広域暴力団が本県にも進出するなど、活発化する暴力団の活動に対する県民の危機感を背景に、官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進する目的で、昭和 62 年に当法人の前身である「暴力追放青森県民会議」が設立された。

暴力団による県民や県内企業を対象とした不当行為が増えるにつれ、相談活動等を恒常的に推進する必要が生じてきたこと、また、平成 4 年 3 月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)の施行を機に基盤充実を図る必要があるとの判断から、前記「暴力追放青森県民会議」を発展的に解消して平成 4 年 4 月 23 日に現在の「財団法人暴力追放青

森県民会議」を設立するに至った。

3 課題と点検評価

平成18年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

(1) 賛助会員の加入促進と事業の見直し

平成18年度の報告書では、「平成18年度以降は基本財産の運用収入が大幅に減少し、その収入だけでは事業資金の確保が困難になることが見込まれることから、これまで以上に賛助会員の加入促進に努めるとともに、事業資金の状況に応じて事業内容等の見直しを行うこと」、「暴力団による不当行為の予防知識の普及、暴力追放の思想の高揚、暴力相談活動などの事業目的を達成するためにも、県民や県内企業に対して組織の存在や活動内容の浸透を図ることが重要であり、組織の認知度を上げるために効果的な広報手段について検討すること」を提言していた。

この点について、当法人からは、「暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会」の開催や、従来からの新聞、ラジオ等に加え市町村広報誌、交番広報紙、ホームページ等を利用した事業紹介など広報宣伝活動のほか、今後は、当法人の認知度を上げるために「(仮称)青森県暴力追放運動推進センター」への名称変更を予定している、との報告があった。

当法人の財務状況を見ると、収入面では、基本財産の運用収入が低金利の状況下において低調に推移していること、また、賛助会員からの会費収入も伸び悩んでいることが確認された。当委員会としては、特に、賛助会費の収入を増やしていくためには、当法人の存在価値を広く県民に認知してもらうことも大切であると考えるものであり、広報活動事業の実施に当たっては、例えば、暴力追放に関する具体的な解決事例として、解決に至る過程などを含めてホームページ等に掲載するなど、広く普及したインターネットをより効果的に利用することも一つの方法ではないかと思われる。一方、支出面では、基本財産の運用収入や賛助会費の収入の増加が見込めない中にある場合は、管理部門の経費節減にも努める必要がある。また、広報活動については、広報活動の結果、会員数や賛助会費収入がどのように向上したかの検証を、費用対効果の観点から行い、その実施方法について随時見直しを行っていくことも必要である。

このように、当法人の財務状況は依然として非常に厳しい状況にあるが、県内で唯一の「暴力追放運動推進センター」として、その役割を適切に果たしていくことができるよう、限られた財源の中にあっても当法人の安定的な財政基盤を確立するためにも、当法人の存在の認知度を上げる取組と併せて事業活動について広く周知を図りながら新規会員等の獲得に努めるとともに、実施事業については費用対効果の観点から必要に応じて見直しを行い、県民のために有効な事業を行っていくことを期待したい。